

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第3回）」
議事要旨**

○日時

令和4年11月9日（水）13時00分～15時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、興津征雄委員、神山智美委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

山梨県 雨宮俊彦環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 黄木伸一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

委員からの主な意見は以下の通り。

- ・ 地域とのコミュニケーションについて、法令上で周辺住民の同意を義務として求めることには、慎重であるべきと考える。周辺住民の同意の義務化は、法令上根拠がない場合は概ね違法と言うことが学説・裁判例で一致している。行政庁が許認可の際の材料として考慮要素とすることまで禁止されているわけではないが、許認可にあたっては、事業者の財産権や営業の自由を制約することの公益上の理

由が必要となる。公益上の理由の有無は、客観的な状況に基づき判断すべきというのが原則であり、私人の同意を法律要件として要求することは問題となる。

- ・ 自治体の裁量を尊重するという点は、地方自治分権の観点から一般論として賛成。条例で必要な規定を行うことを妨げない旨明確に規定してもよいのでは。他方、自治体で上乗せ条例を定めるのにも法的限界があり、条例で住民同意を要件化することは基本的には許容されないと考える。
- ・ 財産権や営業の自由の観点から事業譲渡自体の禁止を慎重に考えるべきである旨は同意。認定の対象が認定計画であるという点について、現行の再エネ特措法で欠格条項が規定されていない以上、事業者の人的属性に基づいて事業譲渡を禁止することは制度趣旨にそぐわない。
- ・ 許認可取得の要件化について、基本的な方針には賛成。他方、許認可の申請状況について異なる行政庁間で状況共有することについては、根拠となる関係条文として、例えば行政手続法第11条に、複数の行政庁が関与する場合は、必要に応じ相互に連絡をとり、審査の促進を行う旨の努力義務が規定されており、その趣旨に則り適切な対応をとってほしい。
- ・ 関係法令の許認可取得の認定申請要件化に対する懸念は、金融機関のヘヒアリング結果により払拭されたと考える。依然実務上の問題が残るのであれば、金融機関に運用改善を働きかける必要があるが、実態把握が必要。
- ・ 手続き強化については電源毎の特性を考慮すべき。その意味で、環境アセス対象の案件について、認定から3年以内に許認可取得をし終え届け出なければならないとする制度設計は妥当。
- ・ 許認可取得前に開発行為に着手した場合の認定取消しについて、ここでいう開発行為とは、何を指すのか明確化すべき。あまりに広い開発行為を指すのであれば、事業準備を阻害しかねない。
- ・ 現行実務では、認定後の許認可取得を許容しているが、現行の施行規則の認定基準は、既に事業実施に必要な関係法令の事前取得を求めることが可能な規定となっていると理解。例外扱いが必要な個別の事情を十分に考慮しつつ制度設計を行うべき。
- ・ 全ての許認可ではなく、事務局提案のように安全性に係る許認可に限定して事前取得を求めることは妥当。他方、こうした関係許認可を得ていない場合は、関係法令の適切な執行の観点からも問題となる。
- ・ 地域とのコミュニケーションについて、電源や設置場所に応じ対応することに賛成。精緻に場合分けし実行可能なものとすべき。各自治体による適切な規律を導入しようとする努力を国側でも受け入れる必要がある。
- ・ 那須塩原市が、自治体条例が引用できる形で法令に太陽光発電施設の設置を直接規制できる規定があると実行力が伴う、と指摘しているが、再エネ特措法では条例制定を支援する形で、地方の個別事業に着目し規律を行うことを妨げないことを明記または条例委任を設けてもよい。
- ・ 事業譲渡そのものの規制は比例原則に反する可能性があり、適切な事業譲渡を促す制度設計が必要。むしろ電事法での規制を本質とし、再エネ特措法ではこれと適切に連動する制度設計とすべき。

- ・ 説明会を形式的に開くのでは十分でないため、周知期間が十分だったか、論点整理がどうだったか等の実を見る必要があると思うが、申請要件として法令にどのように書き込むものとお考えか。
- ・ 合理的な規律は制度設計に反映していくべき。関係法令間の許認可手続における整合性を確認しつつ、検討を進めることは重要。今後も事業者や関係省庁、自治体の意見に配慮しつつ、追加的に検討すべきものがあれば柔軟に対応すべき。
- ・ JPEA の参考資料にある、関係法令の許認可取得状況を確認する方法として、DX の活用による関係法令の許認可取得状況と認定ステータス情報のタイムリーな共有化・一元管理化は良い提案。
- ・ 地域とのコミュニケーションについて、業界団体からの意見も踏まえ、必ずしも説明会という形式にこだわらず、地域の実情に配慮する余地を残すべき。説明会において共通して求める事項を国が示すことは重要だが、こうした要件の充足性をどのように確認するかという実効性の観点や事業者の予見性の観点からも必要。事務局で具体的な検討を進めてほしい。
- ・ 認定事業者の責任明確化について、委託先も含め認定計画を遵守することは当然。委託先による認定基準違反を再エネ特措法上処分できる体系ができていなければ、国民理解の下再エネの大量導入を進めることは困難。JPEA は、発電事業者の行動理念と行動原則を定めて公開したとのことだが、発電事業者に十分認知されるよう業界団体に努めてほしい。
- ・ 立地状況に応じた手続強化に賛同。現在、林地開発、盛土規制法における許可、砂防三法における許可、が挙げられているが、河川法の占有許可についても林地開発とセットになる許認可であり、検討いただければ。静岡県では、最後に当該許可がなされなかったため設備の設置計画が頓挫した事例もある。
- ・ 温対法の促進区域との連携について、事務局案には賛同だが、事業者だけでなく、地域にも分かり易い形でメリットが伝わるとよい。環境省の脱炭素先行地域が選考されたが、事業体と地域を支援する協定や、一送による送配電網の充実や自治体でのマイクログリッド構想が実現されている優良事例を提示できるとよい。
- ・ 規模や性質に応じた説明会開催等に係る取り決めは、比例原則にかなっており妥当。説明会開催の要件明確化や、実際の開催状況を確認できる書類が認定要件とされている点は評価できる。
- ・ 事業譲渡の規制については、認定された事業計画が次の事業者にも遵守されるかを基本して譲渡の申請を審査していくべき。経済活動の自由の保障の観点から、既存施設が生かしきれないことがないようにする必要。地域の事業体等に譲渡し、地域の実情に応じて操業してもらうというビジネス形態も存在。こうした多様性や可変性を認めるべき。中規模太陽光発電施設の集約化がされやすくなると考える。
- ・ 認定事業者の責任については、民法上の使用者責任や請負などの契約責任によりある程度対応されていると考えていたが、責任の明確化の意味で監督責任を課すことには賛同。監督責任が認識されていないことにより立入検査ができなくなるという事態を招いてはいけない。
- ・ 立地許可のタイミングについて、業界団体の意見と金融機関のヒアリング結果との乖離がある。リードタイムの問題だと思うが、より具体的なケースが分かると議論しやすい。改正後の森林法や盛土規制法による規制対象が太陽光ではどのく

らの規模感になるのか、事業者はFIT・FIPでやるつもりなのか、地域にどれくらい導入を拡大しなければならないか等、様々な要因にも依存するため、そういった情報があるとよい。

- ・ 金融機関の融資については、近年FIT価格はある程度読めるようになってきており、非FITにも移行していくと思われるため、その点をどう考えたらよいか整理できるとよい。
- ・ 林地開発で必要となる資金計画や融資証明について、どの程度のものが求められるのか実態把握が必要。
- ・ 許認可を後ろ倒しするのであれば、どのタイミングで止めるかも論点。使用前自己確認が拡大され、連系前に取り締まれたらよいが、運用上本当に売電を止められるかどうかは考える必要。売電直前でやり直しとなった場合、事業者が放置せず対応できるかも課題であるため、工事着手前にできるだけ早期に確認すべき。本当に林地開発側で確認できるかどうか方法も方法を整理する必要。
- ・ 中短期的に導入拡大が想定されるポリュームゾーンを、事務局や事業者が示していけば、森林法や盛土規制法での課題も整理できる。基本的には厳しめの方向性で、温対法の促進区域との連携等で緩和していくことが地域共生との関係では良い考え方。
- ・ 非FITの場合、関係法令の許認可は関係なくなるため、許認可取得に係る一般送配電事業者との情報共有等の仕組み検討が重要。
- ・ 地域とのコミュニケーションについて、説明会を行うタイミングも重要。和歌山県はどのタイミングで求めているかや、計画が変わる場合は再度説明会を求めるのかなどを教えてほしい。要件がかからない低圧については、どのようなケースがあるか整理する必要。カーポートは敷地内だがどう考えるかべきかという論点もある。
- ・ 長期的には適切な事業譲渡により集約化を進めることが重要。仮に、事業譲渡により、既存不適格案件を現行の基準に適合させる必要があるケースがあるならば、これをどう他法令違反と考えるか整理が必要。
- ・ 認定事業者の責任明確化については、原則事務局提案のとおり。他方、非FITをどう考えるかについて、電気事業法上で監督義務の考え方がどうなっているか、FITから移行する場合の連続性も含め整理する必要。
- ・ 住宅用太陽光については、建築基準法もかかるので、何についてどのように規制したいかも踏まえて議論すべき。
- ・ 立地状況に応じた手続強化について、環境アセスに関しては例外的取扱いを認めるのが適切。他方、許認可取得前に開発行為に着手した場合は認定を取り消すなど、条件をしっかりと課しておくことが重要。
- ・ 温対法の促進区域との連携について、手続厳格化の例外として探ることが重要なポイント。
- ・ 地域とのコミュニケーションについて、説明会開催はエビデンスも残しやすく、大原則。他方、極度な過疎地域等場合によっては個別訪問の方が適切なケースもあるかもしれない。必ずしも説明会に限定せずとも、自治体とのコミュニケーションをしっかりとってもらうことが重要。
- ・ 事業譲渡については、やるべきことはしっかりと引き継ぐことを前提として、再エネ開発を推進する観点では禁止することはあり得ない。開発やオペレーション

に特化する事業者も多く出てくるため、リスクをとって開発を行い譲渡することで資金回収し、次の開発を進める事業者が出てくることは再エネ開発の後押しにもなり、資金が回る上でも重要。

関係省庁からの主な意見は以下の通り。

- ・ アセス法では、土地の改変や工作物の設置全ての行為を対象としている。今回認定申請要件化の対象としている立地規制法の許認可の有無にかかわらず、アセスの完了前に工作物の設置が行われる場合は、アセス法違反として取消しとなる。

オブザーバーからの主な意見は以下の通り。

- ・ 地域コミュニケーションの要件化に関して、住民の生活環境に近いエリアを挙げただいたのは有難い。土砂災害等に係る安全確保は当然であり、苦情が出るのは住環境に近い設備であるため配慮が必要。
- ・ 説明会等の内容を事細かに定めてもらうことも有難い。那須塩原市では、説明会で課している要件が細かいため、事業者からの苦情が多い。法律に基づき要件が定められていれば事業者にも説明し易い。他方、法律に縛られ事務作業が増大することも課題であり、バランスが必要。
- ・ 地域コミュニケーションの要件化について、周辺環境への影響を及ぼす可能性が高い地域の厳格化や、一方で柔軟な手続きについても賛成。他方、山梨県では規制区域内では厳格な対応、規制区域外では柔軟な対応を行うということで同様の扱いをしている。住民説明会以外でも、例えば個別訪問やメール周知等様々な方法が考えられるが、どのような説明がなされたかや、住民の反応が分かり辛い。そのため「説明会開催などより厳格な手続きの実施を引き続き努力義務として求める」ことが重要。
- ・ 那須塩原市では促進区域を設定しているところで、具体的な説明は行っていない。促進区域を設定する際の説明と、個別案件に係る説明とでは住民の対象範囲や反応も異なるのでは。一律に説明会の要件化を解除するのではなく、「努力義務として求める」とすることが適切。
- ・ 説明会后、誰が事業を行っているのか、事業終了まで窓口の顔が見えることが重要。説明範囲について、田舎で多い不在地主の扱いにも配慮した要件が定められると有難い。
- ・ 山梨県の条例は県条例であるため、市町村との連携をどのように図るかも課題。

<事務局>

- ・ 「許認可取得前に開発行為に着手した場合に認定を取り消す」の「開発行為」の対象については、林地開発、盛土規制法に係る許可、砂防三法に係る許可を念頭に置いているが、今後更に具体化したい。
- ・ 河川法の占有許可含む許認可取得の申請要件化については、許認可手続間の整合性との関係で検討を進めたい。
- ・ 関係法令の取得・遵守状況については、DXを活用して、今後可能な限り認定IDと紐づけ、自治体や関係省庁、地方経産局含めタイムリーに情報を一元化・共有し執行に生かしていきたい。

- ・ 実運用を見据え、実際に想定される具体的な局面について、必要に応じ事業者にもヒアリングしながら材料を積み上げて検討していきたい。
- ・ 説明会開催については、地域との合意形成に向けたアプローチとして実効性を担保できるよう、自治体の例も参照しながら具体化を進めたい。
- ・ 温対法の促進区域については、個別事業の協議が事前に行われ、これが説明会要件を充足する場合は、再エネ特措法に基づく説明会等の周知は努力義務とすることを想定している。
- ・ 法令における周辺住民への周知義務化に係る規定の仕方について、形式面と実質面は難しい論点であり、具体的に要件化していく中で規定の書き方含めWGで議論をしながら検討を深めたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365